

東労雇均発 1121 第 1 号
令和 4 年 11 月 21 日

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会
東京都支部 支部長 殿

東京労働局雇用環境・均等部長



「職場のハラスメント撲滅月間」等の周知について（依頼）

日頃から労働行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

令和 4 年 4 月 1 日に改正労働施策総合推進法が全面施行され、大企業に加え中小企業に対しても職場におけるパワーハラスメント防止措置が義務化されました。同法では、労働者間のハラスメントに加え、就活生や取引先労働者へのハラスメント、カスタマーハラスメントについても、防止対策を講じることが望ましいとされています。

厚生労働省では、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、年末に向け業務の繁忙などによりハラスメントが発生しやすいと考えられる 12 月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的なハラスメント防止対策の周知を行います。

東京労働局においては、下記の取組を行う予定です。

下記取組に係る資料は、当局ホームページに掲載しております。

つきましては、傘下会員等に対して当局の取組をご紹介いただき、法の周知と啓発にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、ホームページやメールマガジン等にご掲載いただく際には、別紙のコード、URL をご活用ください。

記

- 1 「職場のハラスメント防止セミナー」の開催（別添 1）
- 2 「ハラスメント撲滅宣言ロゴマーク」（別添 2、3）

カスタマーハラスメントを含め、職場におけるあらゆるハラスメントの撲滅を目指す企業が、ハラスメント撲滅のための方針などを書き込み、社内外にアピールできるツールです。

- 3 各種ハラスメント防止啓発チラシ（別添 4～6）

【問い合わせ先】

東京労働局雇用環境・均等部 指導課 高石
〒102-8305

千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎 14 階

電話：03-3512-1611

(別紙)

○【12/14, 15 開催】職場のハラスメント防止セミナーのご案内(対面式)

URL https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/kyoku_oshirase/newpage_00964.html



○ハラスメント撲滅宣言企業について

URL https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/kyoku_oshirase/_120743/jisyutennkenn_00004.htm



○東京労働局 パワーハラスメント対策等のページ

URL <https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/00330.html>



※ 職場のハラスメント撲滅月間に関するポスター、カスタマーハラスメントに関するポスターやリーフレット(別添4, 5)は、こちらからダウンロードできます。カスタマーハラスメントのポスターは同封の絵柄以外に複数パターンありますので、業務の種類に応じてご活用ください。

○東京労働局 就活セクハラのパージ

URL https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kinto2/_122144_00004.html



※ 就活セクハラ(別添6)に関するリーフレットは、こちらからダウンロードできます。